



第1号様式（第6条関係）

伊勢原市協働事業提案書

平成30年8月13日

伊勢原市長 殿

住 所 [REDACTED]
団体名 国際ソロップチミスト伊勢原
代表者 会長 都澤 則子 [REDACTED]

伊勢原市市民協働事業提案制度実施要項第6条の規定により、次のとおり提案します。

提案区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型協働事業 <input type="checkbox"/> 行政提案型協働事業
協働事業名	「ストップ！DV」運動
添付資料	(1) 団体概要 (2) 協働事業実施計画書（第3号様式）及び 協働事業収支予算書（第4号様式）に変わる 「ストップ！DV」運動企画書 (3) 国際ソロップチミスト伊勢原規約の写し (4) 会員名簿の写し

第2号様式（第6条関係）

団体概要

平成30年8月10日現在

団体名	国際ソロプチミスト伊勢原	
所在地	[REDACTED]	
代表者	会長 都澤 則子	
設立日	1990年6月1日	
会員状況	会員16人（うち伊勢原市民16人）	
活動内容	<p>バザーなどのチャリティ事業を実施し福祉関係等への寄付活動など、地域に根ざした奉仕活動を中心に活動しています。</p> <p>また、世界に向けては、女性・女児への支援や貧困撲滅プロジェクト等への協力をしています。</p> <p>女性ならではの感性を生かし、真摯な友情をもって活動しています。</p>	
主な公益活動実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ストップ・ザ・DV運動を市と協働して実施 ・道灌まつりにチャリティバザー出店参加 ・Sクラブ(向上高校)ボランティア活動を支援 ・Σクラブ(産能大学)ボランティア活動を支援 ・運動公園及び丸山公園にしだれ桜等を植樹 ・大山クリーンキャンペーン活動に参加 など 	
連絡担当者	氏名	山田 恵巳
	住所	[REDACTED]
	電話	[REDACTED]
	FAX	[REDACTED]
	e-mail	

「ストップ！DV」運動企画書

■ 背景と趣旨

内閣府が2017年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から殴られたり蹴られたりといった身体的暴力を受けた女性は13.0%、そのうち1.1%は何度も被害を受けていることが分かりました。また、精神的な嫌がらせや恐怖を感じる脅迫などを受けた女性が39.7%、性的な行為を強要された女性が24.8%で、約3人に1人が配偶者から何らかの被害を受けています。

また、伊勢原市で2016年(平成28年)に実施した「伊勢原市男女共同参画に関するアンケート調査」でも、配偶者や親しく交際している相手から身体的暴力を受けた女性は15.4%、そのうち4.1%は何度も被害を受けていることが分かりました。心理的攻撃を受けている女性は28.1%、性的強要を受けた女性は10.9%となっています。

女性に対する暴力は女性の人权を侵害するものとして、1993年の国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」が採択され、1995年の世界女性会議では女性に対する暴力を防止し根絶するための行動指針(北京宣言)が示され世界的な共通課題となりました。

我が国でも、女性への暴力が社会問題として取り上げられ、2001年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定され、家庭内のことと見過されてきた夫やパートナーからの暴力も犯罪となり得ることが明確になりました。各都道府県においてはDV防止法に定められたDV防止基本計画が策定され、その後全国の市町村においても計画策定が進み、神奈川県内の19市、11町で策定されています。伊勢原市においては、平成30年4月に策定された第2次伊勢原市男女共同参画プランにDV防止法における基本計画が位置づけられています。

伊勢原市が受理したDV等相談の延べ件数は、平成22(2010)年度では85件でしたが、平成29(2017)年度では320件と、約4倍になっています。市では、DV専門相談員2名を配置して相談体制の充実を図るなど、被害者支援に努めています。

私たち国際ソロプチミスト伊勢原は、人権と女性の地位を高める奉仕活動に重点をおき活動している団体です。身近に潜む暴力の被害者を増やさないために、私たちはソロプチミスト誓約に則り、昨年に引き続き伊勢原市と協働して「ストップ！DV」運動を展開します。

女性に対する暴力の根底には、女性の人权の軽視があると考えられます。この運動を通して、女性の人权の尊重のために何らかのお役に立ちたいと考えています。

■ 目的

先の内閣府の調査で、女性の3人に1人が配偶者から何らかの暴力を受けていることが明らかになっていますが、どこにも(だれにも)相談しなかった女性が38.2%にものぼっています。

また、伊勢原市の調査では、41.3%の人が、どこ(だれ)にも相談しなかったと回答していま

す。

被害者が早い時期に相談できるよう、身近な相談窓口を知らせることが DV 被害予防の第一歩と考え、DV に悩む被害女性が気軽に相談できるように、伊勢原市と協働で「ストップ！DV」運動を実施し「DV のないまち・いせはら」の実現をめざします。

■ 運動の内容

目的やコストパフォーマンスを考慮した上で、直接ターゲット層に手渡せる啓発媒体を作成し、DV 相談窓口を広く周知します。

- ① DV 相談窓口のリーフレットを挟み込んだ「ストップ！DV」ポケットティッシュの作成。
- ② 伊勢原観光道灌まつりをメインに、運動の目的の成果が期待される各種イベントにおいて、「ストップ！DV」ポケットティッシュを配布し、DV 相談窓口を PR する。
- ③ 公共施設などに「ストップ！DV」ポケットティッシュを配置し、DV 相談窓口を PR する。

■ 運動の期間

概ね 2018(平成 30)年 9 月 1 日から 2019(平成 31)年 3 月 31 日までとし、作成したポケットティッシュの在庫状況により運動期間を変更します。

■ スケジュール

年 月 日	内 容
2018(平成 30)年 7 月 23 日(月)	市人権・広聴相談課と市民協働事業について検討（ソロプチミスト伊勢原では前年度継続事業として既に承認済）
8 月 10 日(金)	市人権・広聴相談課と市民協働事業提案企画書を検討
8 月下旬	市民協働事業提案企画書を提出
8 月下旬	市民協働協定書締結
8 月下旬	ポケットティッシュ発注
9 月上旬	ポケットティッシュ納品
10 月 14 日(日)	道灌まつりで「ストップ！DV」運動を実施
未定	その他イベントで「ストップ！DV」運動を実施
未定	各協力施設で「ストップ！DV」運動を実施
2019(平成 31)年 4 月	事業報告書・事業評価シート提出

■ 実施主体

国際ソロプチミスト伊勢原が提案し、伊勢原市の DV 相談に関わる部署との協働の下で実施します。

■ 経 費

・ラベル印刷ポケットティッシュ作成費	6,000 個@5.04	30,240 円
・ラベルデザイン修正料		3,240 円
・事務費		1,000 円
		34,480 円

■ 業務分担

- ・提案者の国際ソロプチミスト伊勢原は、「ストップ！ DV」運動に係る経費を負担し、運動内容の実践を担います。
- ・伊勢原市は、「ストップ！ DV」運動を実施するために予算の範囲内で経費を負担し、必要な情報収集・提供と業務支援を担います。

国際ソロプチミスト伊勢原 「クラブ細則」

第1条 クラブの名称

本クラブは、国際ソロプチミスト伊勢原と称する。

第2条 クラブの区域

本クラブの区域は、伊勢原及び周辺地域とする。

第3条 会員

第1項 会員の種別

会員には4種別がある。[定款第4条2項(i)、連盟細則第5.01項(a)]

- (a) 正会員
- (b) 引退 / 退職会員
- (c) 新進会員
- (d) 終身会員 [15年以上正会員として在籍し、2001年6月30日までに手続きを完了した会員]

注) (1) クラブルベルの役職には終身会員を除く全ての種別の適格な会員がつけるが、リジョン・連盟の役職につけるのは、適格な正会員のみに限定される。

[連盟細則第5.02項(a),(b)]

- (2) クラブの正会員は15名以上を維持する。

[定款第4条第2項(iv)]

第2項 会員の構成

クラブの会員は、クラブの地域環境を代表する専門職、ビジネス、職業から招聘される。

[国際定款第1条第2項、第4条第2項(ii)]

第3項 会員入会の承認

招請より入会までは、下記事項に従って行われる。被推薦者に対し充分な配慮と慎重な決定に留意する。

1. 会員は、適格と考えられる人を新会員をして推薦することができる。クラブ所定の推薦状に記入し、クラブSOLT・メンバーシップ委員長へ提出する。
2. SOLT・メンバーシップ委員会は、被推薦者の適格性について充分検討確認をし、理事会に提出する。
3. 会長は、7日以内に会員に通知し、もし異議があるときは10日以内にその申し立ての受付処理を行う。
4. 理事会は、更に検討を重ね決定すれば、特別の理由がない限り受領してから30日以内に入会招請状を発送する。
5. 新会員の登録は、理事会が入会承諾書を受理し、所定の入会年度会費など財務義務が完了した時点で発効する。クラブは直ちにリジョンに「会員名簿カード」を提出し、指定される財務義務を履行する。

第4条 クラブ役員

第1項 構成

本クラブの役員は、会長・副会長・レコーディングセクレタリー・コレスポンデイングセクレタリー・トレジャラーとする。

第2項 任務

- (a) 会長は、業務例会・理事会の議長となり、クラブの業務処理を指導し、規約上特別の定めが無い限り全ての委員会を任命し、指名委員会を除く全ての委員会の職責委員となる。ただし、理事会の決定を変更することはできない。
- (b) 副会長は、会長あるいは理事会の委嘱する任務と権限を有する。
- (c) レコーディング セクレタリーは、クラブ例会・理事会の議事録をとり、会員名簿・出席の記録のほか、諸記録の保管責任者となる。コレスponsing セクレタリーは、各種の通知を発送し、例会欠席者に資料を送付し、他の役員の通常任務に含まれない通信業務を担当する。
- (d) トレジャラーは、クラブの全ての資金を受領し、理事会が定める金融機関に預託する。また認可された支払いをし、年度終了後に収支報告書を作成する。また、要請により財務報告書を作成する。財務委員会の職責委員となる。

第3項 資格

役員および会員は、クラブの定める出席要件を充たしていかなくてはならない。更に会長に選ばれるには、クラブ理事会メンバー経験者が優先する。いずれも同時に2つ以上の選挙による役職に就くことはできない。「連盟細則第5.02項(a)(d)」

第4項 任期

役員の任期は、1期2年または後任が選出されるまでの間とするが、1期を超えてはならない。そして、同じ役職に重任することはできない。役員は選出された年の7月1日に就任する。

第5項 欠員

会長職が欠員となった場合、副会長が会長になる。他の役員の欠員は、理事会メンバーによる補充を優先する。最終欠員は、理事会がクラブ細則に準じて補充する。

第6項 解任

クラブは、クラブ理事会メンバーが任務を履行しないとき、解任理由を通告しその役職を解任することができるが、弁明の機会を与えるなければならない。解任には、クラブの三分の二の賛成が必要である。

第5条 理事会・特別理事会

第1項 構成

理事会は、クラブ役員で構成する。

第2項 会合

理事会は会長の招集により毎月1回、定例会準備期間を考慮して開催される。

構成員の過半数をもって定足数とする。

第3項 任務

- (a) 定例会の措置を変更しない限り、クラブの業務全般および資金の運営管理の責任を有する。
- (b) 採択された国際・連盟・リジョン・クラブのプログラムを実施する責任を有する。
- (c) 会員の入退会、会員籍の終結および規律問題を処理する。

第4項 特別理事会

特別理事会は、理事会メンバー3名以上による要請があれば会長が招集し、開催することができる。

開催は、24時間前にメンバーに知らされていなければならない。開催目的の審議のみを行う。

第6条 業務例会・特別例会

第1項 業務例会(定例会)

毎月1回の業務例会を定例会として開催し、原則として20日に開催する。20日が土日の場合、月曜日にする。祝祭日の場合は、翌日とする。ただし、理事会が提案してクラブが承認した場合は、同一月内で変更することができる。

会場は理事会が決める。

第2項 年次会合

毎年1回、7月にクラブ年次会合を開催する。財務およびクラブ年間活動を報告する。会場は理事会が決める。

第2項 特別例会

特別例会は会長の招集により、少なくとも開催48時間前に通知されなければならない。会場は理事会が決め、通知は書面または口頭によって行われる。開催目的の審議のみを行う。

第7条 定足数

例会は、投票有権者であるクラブ会員の過半数をもって定足数とする。

第8条 資格要件

役職の就任と投票有権者の資格をもつ適格な会員とみなされるためには、会員は財務上の義務を果し、かつ70%以上、定例会に出席していなければならない。

メーティングにより定例会出席と認められる会合は、欠席する定例会の月の1日から末日迄の期間内に開催される下記会合とする。

他クラブ業務例会・リジョン大会・リジョン研修会・地区研修会・リジョン開催の会合(プロジェクト)、連盟の各役職およびリジョンの役員・地区役員・委員長・委員のソロプロチミストの研修や用務、その他クラブが認めた会員の研修に係わる会合。上記役職者の役務の場合、定例会当日を含む。

第9条 休会期間

休会は正当と認められる理由による場合、理事会によって6ヶ月を限度として許可される。連続12ヶ月を超えてはならない。休会期間中でも義務的な年会費および賦課金は納入しなければならない。また、クラブ休会中の会員は、クラブの承認によりソロプロチミスト活動をすることができる。

第10条 会員の退会

会員が退会するときは、文書により会長に退会届を提出しなければならない。理事会が承認しクラブに報告した場合、リジョンに「退会届出書」を提出する。届出期日により、クラブ・リジョン・連盟・国際の定めた義務的費用を退会会員は負担する。

第11条 指名委員会

第1項 構成

クラブは、毎年12月に適格な会員による指名委員会を組織する。すなわち、会長が委員長を、理事会が委員を1名任命し、クラブが残る1名を選出する。
ただし、理事会メンバーからは、1名を限度として選ぶことができる。

第2項 欠員

指名委員会の欠員は、クラブが補充する。

第3項 任期

指名委員会は、各役職者の就任により職務が終了する。

第12条 指名および選挙手順

1. 指名委員長は、会員に対し、各役職の候補者の推薦を依頼する。
2. 指名委員会の要請により、会員は各役職に対し適格な会員を推薦する。
3. 委員長は、指名委員会を開催し、推薦された各役職候補者およびその他の適格者の審議を行う。
4. 委員長は委員会報告を行う前に、指名する候補者に、各役職に対する就任の意志の有無を確認する。
5. 選挙を実施する定例会の前1ヶ月の定例会で、指名委員会は候補者に関する報告を行う。

6. 選挙は3月定例会で実施する。指名を受ける者の同意が得られることを条件に、議場より追加指名をすることができる。どの役職でも1名を超える被指名者があるときは、投票によって行う。

第13条 デレゲートの選出および経費

第1項 選出

リジョン大会のデレゲートは3名とし、1名は会長とする。毎年、役員および理事の選出と同時に適格な会員より選ばれる。デレゲートの欠員は、理事会メンバーが補充する。

連盟大会のデレゲートおよびその代理1名は、連盟大会開催年に併せて選出される。いずれも、デレゲートはソロプチミストに精通していなければならない。

第2項 経費

クラブは、連盟大会・リジョン大会に出席するデレゲートの費用を予算内で負担する。

第14条 委員会および職務

第1項 常任委員会

(a) プログラム分野

プログラム委員会：プログラム委員会は、以下の活動をする。

人権 / 女性の地位(経済的・社会的開発を含む)

環境・保健

教育・スポンサーシップ

国際親善と理解

SIA アワード委員会

ソロプチミスト日本財団委員会

(b) テクニカル委員会

財務委員会

規約決議委員会

SOLT・メンバーシップ委員会

広報委員会

歳入委員会

第2項 特別委員会

クラブは、必要があればクラブの採択により、特別委員会を設けることができる。

本クラブの特別委員会は、会合企画委員会・親睦委員会とする。

第15条 スポンサーしている組織

本クラブがスポンサーする組織は、産業能率大学シグマソサエティ、向上高校Sクラブとする。

第16条 会計年度

クラブの会計年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

第17条 トレジャラーの身元保証

トレジャラーの身元保証保険はリジョンを契約者とし、リジョン内の全てのトレジャラーを被保険者として掛けられている。

第18条 クラブの年会費および賦課金

第1項 年会費

クラブは、国際定款・連盟細則・リジョン細則・ソロプチミスト日本財団の規約に定められた財務義務を履行し、更にクラブの運営に支障をきたさない額の年会費を定めなければならない。また、いかなる場合でも、外部から調達した資金をクラブ運営に使用してはならない。年会費は次の通りとし、7月・12月に納入する。

正会員	¥96,000
引退 / 退職会員	¥96,000
新進会員	¥96,000
終身会員	¥30,000

この年会費には、リジョン年会費（リジョン運営費、地区費、ファウンダーペニー、クラブトレジャラー保証金など）・連盟年会費・国際年会費・ソロプチミスト日本財団維持費などが含まれている。

第2項 賦課金

入会賦課金は¥25,000とし、入会時に年会費と共に納入しなければならない。

第19条 クラブの予算・財務報告・監査

第1項 予算

財務委員会は、クラブの健全な運営のために予算案を作成し、理事会に提出の上、年次会合またはクラブ定例会で承認を受ける。

第2項 財務報告

トレジャラーは、理事会の求めに応じて定期または必要時に財務報告書を作成する。年度会計が終了後、収支報告書を作成する。

第3項 監査

クラブの会計帳簿類は、年度終了後45日以内（8月14日まで）に定期監査を受けなければならない。また、理事会が必要と認めたときには、収支報告書を作成し監査を受けなければならない。監査は、会長・理事会・例会がそれぞれ任命する3名の適格な会員によって行われる。ただし、監査を受ける年度の理事会メンバーおよび財務担当委員は除く。

第20条 名譽会員認定

国・都道府県・地域社会に顕著な功績のあった女性および女性の地位向上に著しく貢献した人を、クラブ名誉会員をして認定することができる。

名譽会員は、クラブの認める権利や特権はあるが、ソロプロチミストとしての資格はない。名譽会員は他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められないものとする。

第21条 会員籍の終結

下記の理由により、理事会の3分の2の賛成があれば、クラブ会員籍を終結することができる。ただし、弁明の機会を妨げてはならない。

1. 財務義務が6ヶ月以上不履行のとき。
 2. 正当と認める理由がなく、続けて4ヶ月以上例会を欠席したとき。
 3. ソロプチミストの規約・細則に違反が認められるとき。
 4. 社会的道徳的欠如により、ソロプチミストの目的・組織に悪影響を及ぼしたとき。
 5. 会員資格要件を維持できなくなったとき。

第22条 クラブ細則の改正

クラブの細則は、いずれの業務例会でも出席している投票権のある会員の3分の2の賛成が得られれば、改正することができる。ただし、改正案は審議される前月の定例会で、全会員に配布されていなければならない。改正された全ての細則は、目付を明示する

第23条 クラブ手続き等

クラブは、本細則を補足する手続き・内規・規定等を定めることができるが、いずれも本則及び上位規定に抵触してはならない。

第24条 議事法

国際ソロプロミスト定款・国際ソロプロミストアメリカ細則および連盟手続・国際ソロプロミストアメリカ日本東リジョン細則および手続・クラブ細則で特に規定されていない事項については、最新版の「ロバート議事法」が議事法の権威である。

付 則

2005年 12月 15日	国際ソロプチミスト伊勢原が改正採択
2006年 05月 20日	国際ソロプチミスト伊勢原が改正採択
2006年 08月 21日	国際ソロプチミスト伊勢原が改正採択
2013年 01月 22日	国際ソロプチミスト伊勢原が改正採択

国際ソロップチミスト伊勢原会員名簿(2018年7月～2019年6月)

2018年7月1日現在

	FURIGANA 氏 名	入会年月日 職 業	委員会役職名
1	AIHARA KAORU 相原 薫		
2	DAIMON HIROKO 大門 ヒロ子		
3	KAMEI EIKO 亀井 錠子		
4	KASHIWAGI KAZUKO 柏木 和子		
5	KATSUTA SUMIE 勝田 純枝		
6	KATOU YOSHIKO 加藤 芳子		
7	KOIZUMI YOSHIKO 小泉 好子		
8	MIYAKOZAWA NORIKO 都澤 則子		会長
9	NOJO KEIKO 能條 恵子		
10	OKAWA FUSAKO 大川 房子		
11	ONO ATSUKO 大野 厚子		
12	TADA MICHIKO 多田 美知子		
13	WATANABE TOMOKO 渡辺 友子		
14	YAMADA EMI 山田 恵巳		人権・女性の地位委員長
15	YAMAGUCHI NOBUKO 山口 伸子		
16	YAMAGUCHI TOSHIKO 山口 トシ子		

「ストップ！ DV」運動実施に関する協働事業協定書

伊勢原市（以下「市」といいます。）と国際ソロプチミスト伊勢原（以下「市民活動団体」といいます。）は、「ストップ！ DV」運動（以下「事業」といいます。）の実施に関し、次のとおり協働事業の協定を締結します。

1 事業の目的

内閣府が2017年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の約3人に1人がこの1年の間に配偶者から何らかの暴力を受けていることが明らかになっており、年代が低くなるほど被害経験の割合が高くなっています。

しかし、どこにも（だれにも）相談しなかった女性が約4割にものぼっています。

被害者が早い時期に相談できるよう身近な相談窓口を知らせることが、DV被害予防の第一歩と考え、DVに悩む被害女性が気軽に相談できるように「ストップ！ DV」運動を実施し「DVのないまち・いせはら」の実現を目指します。

2 協定の目的

本協定は、事業の実施に当たり、市と市民活動団体との間の関係や役割分担、相互協力の内容等を定めるものです。

3 協働に関する原則

市と市民活動団体とは、協働の精神に基づいて、お互いに次の原則を遵守します。

- (1) お互いが対等かつ協力的な関係を保つよう心掛けます。
- (2) お互いの立場を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係をつくります。
- (3) お互いの活動を理解し、その主体性・自主性を尊重します。
- (4) 個人情報の保護に考慮しながら、協働の過程や結果等の情報を公開し、市民の理解を得るように努めます。
- (5) 多様な市民の意見を集め、中立性・公平性を担保します。
- (6) 一定の時期に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否についても検討します。

4 役割と責務

(1) 市の役割と責務

ア 分担業務

- i 事業の実施に必要な情報収集や情報提供、公開をします
- ii 必要に応じて事業の広報を行います。
- iii 「ストップ！ DV」ポケットティッシュのラベルデザイン案を作成します。
- iv 「ストップ！ DV」ポケットティッシュを業者に発注します。
- v 事業実施に伴い必要な業務支援を行います。

イ 経費の負担

市は、予算の範囲内で事業に係る費用を負担します。

ウ 報告書に関すること。

市は、市民活動団体が作成した報告書等の内容を真摯に検討し、市政に生かすよう努めます。

(2) 市民活動団体の役割と責務

ア 分担業務

- i 事業の実施に必要な情報の収集、提供及び公開をします。
- ii 「ストップ！ DV」ポケットティッシュのラベルデザインを決定します。
- iii 「ストップ！ DV」ポケットティッシュを保管します。
- iv 伊勢原観光道灌まつりで「ストップ！ DV」ポケットティッシュを配布します。
- v 事業の目的の成果が期待できるイベント等で「ストップ！ DV」ポケットティッシュを配布します。
- vi 事業の目的の成果が期待できる施設に「ストップ！ DV」ポケットティッシュを配置します。

イ 経費の負担

市民活動団体は、事業に係る費用を負担します。

ウ 個人情報の保護

市民活動団体は、事業を実施する上で知り得た情報のうち、プライバシーに関するものについては、市の個人情報保護条例に基づいて個人情報の保護を行います。

エ 報告書の提出

市民活動団体は、事業の内容や成果等についての報告書を作成し、これを市に提出します。

5 相互の連絡調整

市と市民活動団体は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議等を開催し協議します。

6 協定の有効期限

本協定の有効期限は、平成31年3月31日までとします。

7 事業の評価等

市と市民活動団体は、事業の実施後に事業の評価を行います。

8 その他

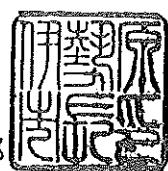
本協定に定めのない事項で、事業を実施する上で必要と認められるものについては、市と市民活動団体が協議して定めるものとします。

平成30年 8月31日

(市)

伊勢原市田中348番地

伊勢原市長 高山松太郎



(市民活動団体)

[REDACTED]
国際ソロプチミスト伊勢原

会長 都澤 則子

